

基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	医学部の収容定員変更								
フリガナ	コクリツガクホクシンヒロサキガク								
設置者	国立大学法人弘前大学								
フリガナ	ヒロサキガク								
大学の名称	弘前大学 (Hirosaki University)								
大学本部の位置	青森県弘前市大字文京町1番地								
大学の目的	教育基本法(平成18年法律第120号)第7条の規定に基づき、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者を育成することを目的とする。								
定員を増加する目的	現在の医療を取り巻く環境の変化や社会経済状況の変化に伴い、医師の不足・地域偏在は依然として大きな問題であり、へき地を含む地域での医師の確保は極めて困難なものとなってきている。本学が位置する青森県も例外ではなく、全国有数の医師不足県であることから、青森県内における深刻な医師不足の解消と青森県内への医師の定着率の向上を図るため、新医師確保総合対策に基づき、医学部医学科の入学定員増(10名)を行う。								
新設学部等の状況	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
		年	人	年次人	人		年月 第 年次		
	人文学部					学士(人文社会科学)	平成20年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町1番地	
	人間文化課程	4	115	-	460				
	現代社会課程	4	110	-	440				
	経済経営課程	4	120	-	480				
	教育学部					学士(教育学)	平成20年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町1番地	
	学校教育教員養成課程	4	145	-	580				
	養護教諭養成課程	4	25	-	100				
	生涯教育課程	4	70	-	280				
	医学部					学士(医学)	平成20年4月 第1年次	青森県弘前市大字在府町5番地	
	医学科	6	90 (80)	20	620 (560)				
	保健学科	4	200	30	860	学士(看護学又は保健学)		青森県弘前市大字本町6番地1	
	理工学部					学士(理工学)	平成20年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町3番地	
	数理科学科	4	40	-	160				
	物理科学科	4	40	-	160				
	物質創成化学科	4	46	-	184				
	地球環境学科	4	58	-	232				
	電子情報工学科	4	58	-	232				
	知能機械工学科	4	58	3年次 10	232				
学部共通				20					
農学生命科学部					学士(農学生命科学)	平成20年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町3番地		
生物学科	4	40	-	160					
分子生命科学科	4	40	-	160					
生物資源学科	4	35	-	140					
園芸農学科	4	40	-	160					
地域環境工学科	4	30	-	120					
生物機能科学科		(0)	-	(0)					
応用生命工学科		(0)	-	(0)					
生物生産科学科		(0)	-	(0)					
地域環境科学科		(0)	-	(0)					
大学院人文社会科学研究所(修士課程)					修士(人文社会科学)	平成20年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町1番地		
文化科学専攻	2	10	-	20					
応用社会科学専攻	2	6	-	12					

01 基本計画書(様式第2号)【弘前大学】.xls

大学院教育学研究科 (修士課程)					修士(教育学)	青森県弘前市大字文京町1番地
学校教育専攻	2	6	-	12		
教科教育専攻	2	33	-	66		
養護教育専攻	2	3	-	6		
大学院医学研究科 (博士課程)					博士(医学)	青森県弘前市大字在府町5番地
医科学専攻	4	55	-	220		
大学院保健学研究科 (博士前期課程)						青森県弘前市大字本町6番地1
保健学専攻 (博士後期課程)	2	25	-	50	修士(保健学)	
保健学専攻	3	9	-	27	博士(保健学)	
大学院理工学研究科 (博士前期課程)					修士(理工学)	青森県弘前市大字文京町3番地
数理システム科学専攻	2	10	-	20		
物質理工学専攻	2	22	-	44		
地球環境学専攻	2	16	-	32		
電子情報システム工学専攻	2	16	-	32		
知能機械システム工学専攻 (博士後期課程)	2	16	-	32	博士(理学又は工学)	
機能創成化学専攻	3	4	-	12		
安全システム工学専攻	3	4	-	12		
大学院農学生命科学研究科 (修士課程)					修士(農学生命科学)	青森県弘前市大字文京町3番地
生物機能科学専攻	2	12	-	24		
応用生命工学専攻	2	16	-	32		
生物生産科学専攻	2	16	-	32		
地域環境科学専攻	2	16	-	32		
大学院地域社会研究科 (博士課程)					博士(学術)	青森県弘前市大字文京町1番地
地域社会専攻	3	6	-	18		
計		1661 (1651)	学部3年次 60 (60)	6515 (6455)		
同一設置者内における 変更状況 (定員の移行、 名称の変更等)	平成20年度から農学生命科学部に生物学科、分子生命科学科、生物資源学科、園芸農学科、地域環境工学科を設置し、生物機能科学科、応用生命工学科、生物生産科学科、地域環境科学科を廃止することについては、平成19年9月文部科学省へ届出予定。					

01 基本計画書(様式第2号)【弘前大学】.xls

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実習	計				
		—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位		
教 員 組 織 の 概 要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	人文学部		31 (31)	44 (44)	11 (11)	0 (0)	86 (86)	0 (0)	62 (62)
	教育学部		53 (53)	34 (34)	6 (6)	0 (0)	93 (93)	1 (1)	96 (96)
	大学院医学研究科		39 (39)	29 (29)	15 (15)	58 (58)	141 (141)	1 (1)	100 (100)
	大学院保健学研究科		27 (27)	19 (19)	19 (19)	19 (19)	84 (84)	13 (13)	
	医学部附属病院		0 (0)	8 (8)	31 (31)	56 (56)	95 (95)	0 (0)	1 (1)
	大学院理工学研究科		39 (39)	35 (35)	5 (5)	15 (15)	94 (94)	1 (1)	6 (6)
	農学生命科学部		32 (32)	26 (26)	2 (2)	4 (4)	64 (64)	0 (0)	14 (14)
	大学院地域社会研究科		3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	6 (6)
	21世紀教育センター		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	遺伝子実験施設		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	総合情報処理センター		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	生涯学習教育研究センター		0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
	地域共同研究センター		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	7 (7)
	国際交流センター		1 (1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
	保健管理センター		1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (0)
	学生就職支援センター		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (10)
		計	227 (227)	206 (206)	90 (90)	152 (152)	675 (675)	19 (19)	130 (302)
	既設分	該当なし	— (—)						
計		— (—)							
要	合計	227 (227)	206 (206)	90 (90)	152 (152)	675 (675)	19 (19)	302 (302)	

※医学研究科,
保健学研究科の
兼任教員は医学
部として一括

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計		
	事 務 職 員		281 (281)	32 (32)	313 (313)		
	技 術 職 員		609 (609)	183 (183)	792 (792)		
	図 書 館 専 門 職 員		13 (13)	0 (0)	13 (13)		
	そ の 他 の 職 員		6 (6)	9 (9)	15 (15)		
	計		909 (909)	224 (224)	1133 (1133)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		
	校 舎 敷 地	72,020 m ²	0 m ²	0 m ²	70,020 m ²		
	運 動 場 用 地	84,936 m ²	0 m ²	0 m ²	84,936 m ²		
	小 計	156,962 m ²	0 m ²	0 m ²	156,962 m ²		
	そ の 他	146,302 m ²	0 m ²	0 m ²	146,302 m ²		
	合 計	303,258 m ²	0 m ²	0 m ²	303,258 m ²		
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		
		237,487 m ² (237,487 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	237,487 m ² (237,487 m ²)		
教室等		講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
		100室	82室	431室	13室 (補助職員5人)	3室 (補助職員0人)	
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数		
		大学全体			571 室		
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点
	大学全体	817,009 [232,764] (817,009 [232,764])	24,744 [6,578] (24,744 [6,578])	2,567 [2,567] (2,567 [2,567])	2,016 (2,016)	3,554 (3,554)	2 (2)
	計	817,009 [232,764] (817,009 [232,764])	24,744 [6,578] (24,744 [6,578])	2,567 [2,567] (2,567 [2,567])	2,016 (2,016)	3,554 (3,554)	2 (2)
図 書 館	区分	面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		
	本館	6,102 m ²	501 席		622,888 冊		
	分館	1,681 m ²	119 席		164,864 冊		
体 育 館	区分	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要				
	文京町	3,394 m ²	野球場	武道場	弓道場	テニスコート	50mプール
	本町	1,457 m ²	サッカー場		馬場		
経費の見積り及び維持方法の概要		国費					

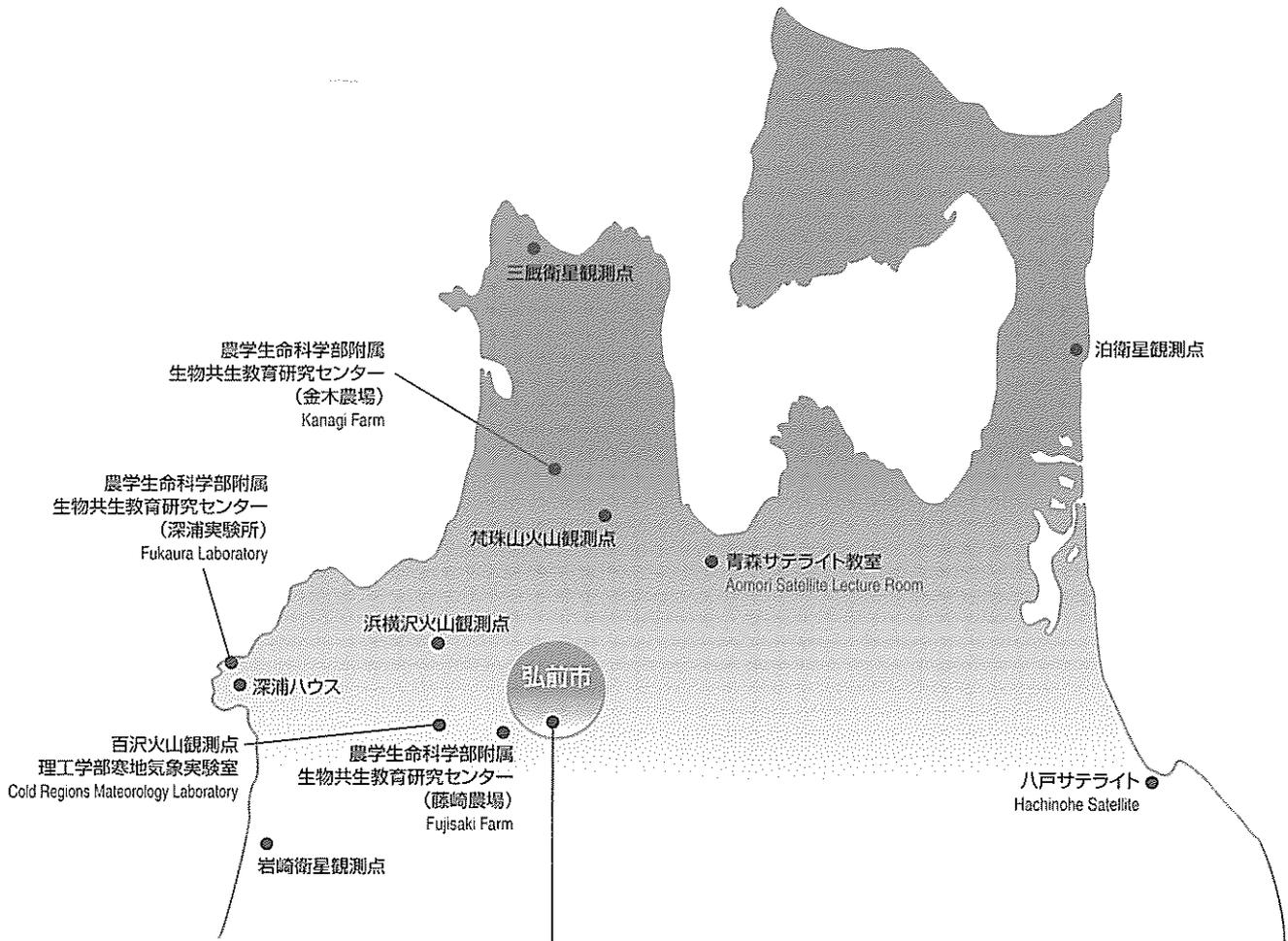
01 基本計画書(様式第2号)【弘前大学】.xls

既設大学の状況	大学の名称		弘前大学 (Hirosaki University)						所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
	人文学部	年	人	年次人	人	学士(人文社会科学)	1.02	昭40	青森県弘前市大字文京町1番地
	人間文化課程	4	115	—	452		1.01	平10	
	現代社会課程	4	110	—	330		1.03	平17	
	経済経営課程	4	120	—	360		1.02	平17	
	情報マネジメント課程	4	—	—	126		—	平10	
	社会システム課程	4	—	—	112		—	平10	平成17年度から学生募集停止
	教育学部					学士(教育学)	1.06	昭24	青森県弘前市大字文京町1番地
	学校教育教員養成課程	4	145	—	580		1.07	平12	
	養護教諭養成課程	4	25	—	100		1.02	平12	
	生涯教育課程	4	70	—	280		1.06	平12	
	医学部			3年次			1.01	昭24	
	医学科	6	80	20	560	学士(医学)	1.01	昭24	青森県弘前市大字在府町5番地
	保健学科	4	200	30	860	学士(看護学又は保健学)	1.01	平12	青森県弘前市大字本町66番地1
	理工学部			3年次		学士(理工学)	1.04	平9	青森県弘前市大字文京町3番地
				10					
	数理科学科	4	40	—	80		1.08	平18	
	物理科学科	4	40	—	80		1.05	平18	
	物質創成化学科	4	46	—	92		1.06	平18	
	地球環境学科	4	58	—	236		1.04	平9	
	電子情報工学科	4	58	—	116		1.07	平18	
	知能機械工学科	4	58	—	116		1.01	平18	
	数理システム科学科	4	—	—	80		—	平9	平成18年度から学生募集停止
	物質理工学科	4	—	—	160		—	平9	
	電子情報システム工学科	4	—	—	120		—	平9	
	知能機械システム工学科	4	—	—	120		—	平9	
	農学生命科学部					学士(農学生命科学)	1.00	平9	青森県弘前市大字文京町3番地
	生物機能科学科	4	40	—	160		1.01	平9	
	応用生命工学科	4	50	—	200		1.02	平9	
	生物生産科学科	4	55	—	220		1.00	平9	
	地域環境科学科	4	40	—	160		1.00	平9	

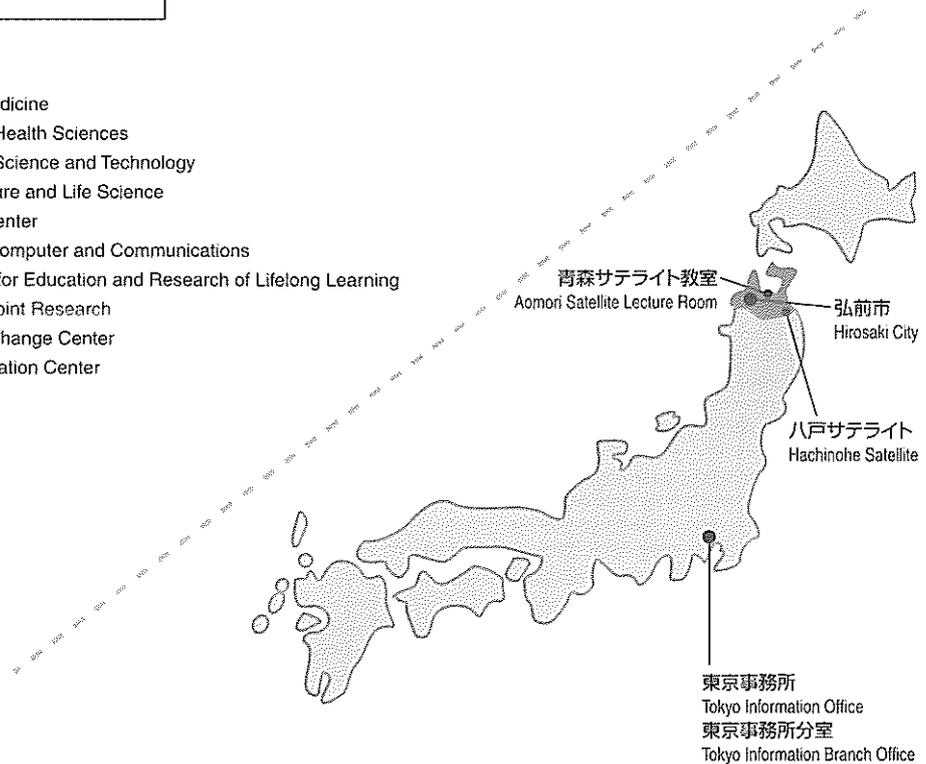
01 基本計画書(様式第2号)[弘前大学].xls

学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
大学院人文社会科学研究所 (修士課程)	年	人	年次人	人	修士(人文社会科学)	0.74	平11		
文化科学専攻	2	10	—	20		0.80	平11		
応用社会科学専攻	2	6	—	12		0.66	平11		
大学院教育学研究所 (修士課程)					修士(教育学)	0.85	平6		
学校教育専攻	2	6	—	12		2.08	平6		
教科教育専攻	2	33	—	66		0.61	平6		
養護教育専攻	2	3	—	6		0.99	平14		
大学院医学研究科 (博士課程)					博士(医学)		昭33		
医科学専攻	4	55	—	119		0.71	平16		※平成16年度医学研究科医科学専攻設置 平成17年度保健学専攻を設置し、医学研究科を医学系研究科に改称
大学院保健学研究科 (博士前期課程)							平19		
保健学専攻 (博士後期課程)	2	25	—	25	修士(保健学)	1.00	平19		平成19年度医学系研究科医科学専攻を医学研究科医科学専攻に名称変更
保健学専攻	3	9	—	9	博士(保健学)	1.33	平19		医学系研究科保健学専攻を保健学研究科保健学専攻とした。
大学院医学系研究科							平17		
医科学専攻(博士課程)	4	—	—	128	博士(医学)	—	平17		} 平成19年度から学生募集停止
保健学専攻(修士課程)	2	—	—	25	修士(保健学)	—	平17		
大学院理工学研究科 (博士前期課程)					修士(理工学)	1.14	平14		
数理システム科学専攻	2	10	—	20		0.90	平14		
物質理工学専攻	2	22	—	44		1.27	平14		
地球環境学専攻	2	16	—	32		0.96	平14		
電子情報システム工学専攻	2	16	—	32		0.80	平14		
知能機械システム工学専攻 (博士後期課程)	2	16	—	32	博士(理学又は工学)	1.62	平14		
機能創成化学専攻	3	4	—	12		1.03	平16		
安全システム工学専攻	3	4	—	12		0.91	平16		
大学院農学生命科学研究科 (修士課程)					修士(農学生命科学)	0.80	平14		
生物機能科学専攻	2	12	—	24		0.83	平14		
応用生命工学専攻	2	16	—	32		1.02	平14		
生物生産科学専攻	2	16	—	32		1.02	平14		
地域環境科学専攻	2	16	—	32		0.34	平14		
大学院地域社会研究科 (博士課程)					博士(学術)				
地域社会専攻	3	6	—	18		1.77	平14		
附属施設の概要	名称：弘前大学医学部附属病院 目的：医学教育、研究及び診療 所在地：青森県弘前市大字本町53 設置年月：昭和24年5月 規模等：建築面積 16,007㎡、附属病院面積 81,840㎡								

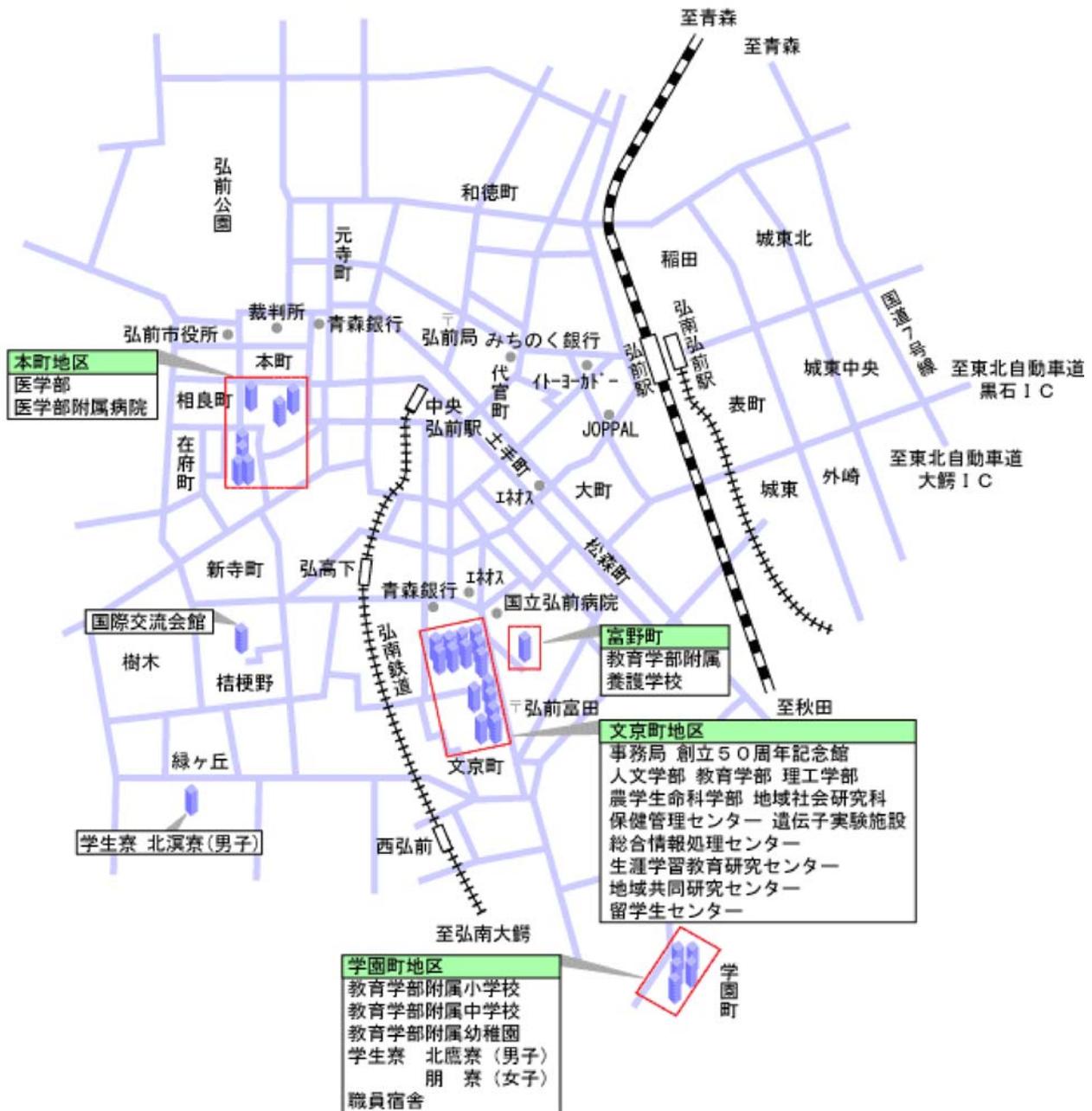
施設等位置図 (青森県)
LOCATION WITHIN AOMORI PREF.



- 事務局 Administration Bureau
- 人文学部 Faculty of Humanities
- 教育学部 Faculty of Education
- 医学研究科 Graduate School of Medicine
- 保健学研究科 Graduate School of Health Sciences
- 理工学研究科 Graduate School of Science and Technology
- 農学生命科学部 Faculty of Agriculture and Life Science
- 遺伝子実験施設 Gene Research Center
- 総合情報処理センター Center for Computer and Communications
- 生涯学習教育研究センター Center for Education and Research of Lifelong Learning
- 地域共同研究センター Center for Joint Research
- 国際交流センター International Exchange Center
- 保健管理センター Health Administration Center
- 附属図書館 University Library
- 附属病院 University Hospital



■キャンパス案内



■文京町/富野町地区へのアクセス

■JR弘前駅

- 徒歩 約15分
- バス 約10分 3番のりば小栗山線「弘前大学前」下車
- タクシー 約5分

■弘前バスターミナル

- 徒歩 約15分
- バス 約10分 バスターミナル前のりば小栗山線「弘前大学前」下車
- タクシー 約5分

■弘南鉄道

- 弘高下駅から徒歩 約5分
- 西弘前駅から徒歩 約7分

■学園町地区へのアクセス

■JR弘前駅

- バス 約20分 3番のりば学園町線「学園町」下車
- タクシー 約10分

■弘前バスターミナル

- バス 約20分 バスターミナル前のりば学園町線「学園町」下車
- タクシー 約10分

■本町地区へのアクセス

■JR弘前駅

- 徒歩 約35分
- バス 約15分 6番のりば駒越線「大学病院前」下車
- タクシー 約15分

■弘前バスターミナル

- 徒歩 約30分
- バス 約15分 10番のりば駒越線「大学病院前」下車
- タクシー 約15分

■弘南鉄道

- ○中央弘前駅から徒歩 約7分

目次

第1章 総則

- 第1節 目的、自己評価等及び情報の積極的な提供（第1条～第3条）
- 第2節 構成（第4条）
- 第3節 収容定員（第5条）

第2章 学部通則

- 第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）
- 第2節 修業年限（第9条～第11条）
- 第3節 教育課程及び履修方法等（第12条～第20条）
- 第4節 入学、退学、転学及び除籍（第21条～第35条）
- 第5節 休学及び留学（第36条～第40条）
- 第6節 卒業、学位及び教育職員免許状（第41条～第43条）
- 第7節 授業料（第44条・第45条）
- 第8節 科目等履修生、研究生、聴講生及び特別聴講学生（第46条～第50条）
- 第9節 学寮及び厚生施設（第51条～第55条）
- 第10節 賞罰（第56条・第57条）
- 第11節 公開講座及び寄附講義（第58条・第59条）
- 第12節 その他（第60条）

附則

第1章 総則

第1節 目的、自己評価等及び情報の積極的な提供

（目的）

第1条 弘前大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）第7条の規定に基づき、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

（情報の積極的な提供）

第3条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

第2節 構成

（学部及び学科）

第4条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

人 文 学 部	人間文化課程 現代社会課程 経済経営課程
教 育 学 部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程

	生涯教育課程
医 学 部	医 学 科
	保 健 学 科
理 工 学 部	数 理 学 科
	物 理 学 科
	物 質 創 成 化 学 科
	地 球 環 境 学 科
	電 子 情 報 工 学 科
	知 能 機 械 工 学 科
農学生命科学部	生 物 学 科
	分 子 生 命 学 科
	生 物 資 源 学 科
	園 芸 農 学 科
	地 域 環 境 工 学 科

2 前項の学部 of 教員組織は、別に定める。

第3節 収容定員

(収容定員)

第5条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日（5月31日）

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 秋季休業

(7) 冬季休業

(8) 学年末休業

2 前項第4号から第8号までに規定する休業日については、毎年度学長が定める。

3 第1項に定める休業日以外の臨時の休業日については、その都度学長が定める。休業日を変更する場合も同様とする。

第2節 修業年限

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の修業年限は、6年とする。

第10条 科目等履修生として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で前条の修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算については、教授会の認定による。

(在学期間)

第11条 在学期間は、8年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の在学期間は、12年を超えることができない。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第12条 授業科目の区分は、21世紀教育科目（導入科目、技能系科目、基礎教育科目及びテーマ科目）、専門教育科目及び国際交流科目とする。

(修得単位及び履修方法)

第13条 卒業に必要な単位数は、124単位以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の卒業に必要な単位数は、198単位以上とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

3 第12条に定める授業科目の単位数及び履修方法については、専門教育科目については各学部が、21世紀教育科目及び国際交流科目については教育研究評議会の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位数は、1単位45時間を標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

(他学部の授業の履修)

第15条 学生は、他学部の授業を履修することができる。その場合、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修した者に対しては、試験のうえ、合格した者に単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第17条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学の定めるところにより60単位（授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、これに相当する授業時間数。次条第2項及び第19条第3項において同じ。）を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、休学期間中に外国の大学又は短期大学において授業科目を履修する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項に関して必要な事項は、各学部で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第18条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科に

における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、各学部で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を教授会の議に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学及び転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第17条第1項及び前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、各学部で定める。

(成績)

第20条 授業科目の履修成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表わし、可以上を合格とする。

第4節 入学、退学、転学及び除籍

(入学等の許可)

第21条 入学、退学、編入学、転学及び再入学については、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学の時期)

- 第22条 入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。ただし、編入学及び再入学の場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第23条 入学資格を有する者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると大学

において認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

第24条 入学を志願する者は、入学願書に別表第2に定めるところによる検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期間内に本学に提出しなければならない。

2 既納の検定料は、返付しない。ただし、出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行って最終合格者を決定する方法による場合で、第1段階目の選抜で不合格となった者に対しては、指定の期日までの当該者の申出により、別表第2に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返付する。

(入学者の選抜)

第25条 入学者の選抜は、調査書、学力検査及びその他の能力・適性等に関する検査等により行う。

(編入学)

第26条 本学の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考のうえ、許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (4) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) その他前各号に定める者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定による編入学のほか本学に編入学を志願する者があるときは、定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、許可する。

3 編入学に際しては、第24条（第2項ただし書を除く。）、第25条、第29条及び第31条の規定を準用する。

4 編入学を許可された者の既修得単位の取扱い及び在学期間の通算については、教授会の認定による。

(転学)

第27条 本学に転学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、許可する。

2 転学に際しては、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(再入学)

第28条 第32条の規定により、いったん退学した者で、再入学を願い出た者については、前条の規定を準用する。

(入学手続)

第29条 入学者として選抜された者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、別表第2に定めるところによる入学料を納付しなければならない。

2 既納の入学料は、いかなる事情があっても返付しない。

3 入学の許可は、第1項の手続を完了した者に対して行う。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第30条 学長は、特別な事情により入学料の納付が著しく困難な学生及び経済的理由によって入学料の納付期限までに納付が困難な学生に対し、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

(入学許可の取消し)

第31条 第29条第1項の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取消す。

(退学、転学)

第32条 退学又は他の学校に転学あるいは入学しようとする者は、理由を明記して学長に願い出なければならない。

(転学部)

第33条 学内で、他の学部に転じようとする者があるときは、転出及び転入する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

(転学科)

第34条 学部内で、他の学科に転じようとする者があるときは、教授会の議を経て、学部長が許可する。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第11条に定める在学期間を超える者
- (2) 第38条第2項に定める休学期間を超えてもなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除を申請し、不許可になった者又は半額免除を許可された者並びに入学料の徴収猶予を申請し、許可された者で、指定の期日まで納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 休学及び留学

(長期欠席)

第36条 病気その他の理由により、引き続き1か月以上欠席しようとする者は、期間及び理由を明記して当該学部長に願い出なければならない。

2 前項の欠席理由が病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第37条 病気その他の理由により、引き続き3か月以上出席することができない者は、願い出により当該学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学理由が病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

3 欠席が3か月以上にわたるときは、当該学部長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第38条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情がある者は、願い出により当該学部長の許可を得て、引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算してその学部の修業年限を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第39条 休学を許可された期間内であっても、その理由が消滅したときは、願い出により復学を許可することができる。

(留学)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て外国の大学との協議に基づき、学生を当該大学に留学させることができる。

2 前項の規定により留学した場合には、第17条の規定を準用する。

3 留学した期間は、第9条の修業年限に算入する。

第6節 卒業、学位及び教育職員免許状

(卒業)

第41条 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、本学に6年以上在学し、所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位)

第42条 前条により卒業を認定された者には、弘前大学学位規則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第43条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する所定の単位を修得したときに取得できる教育職員免許状の種類、教科は、各学部の定めるところによる。

第7節 授業料

(授業料)

第44条 授業料は、別表第2の定めるところによる額とし、年額の2分の1に相当する額を、それぞれ次の2期に納付しなければならない。

前期 4月

後期 10月

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出により、入学を許可するときに納付することができる。

4 既納の授業料は、返付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、当該授業料を納付した者の申出により、当該授業料相当額を返付する。

(1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合

(2) 前項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合

(授業料の免除又は徴収猶予)

第45条 学長は、経済的理由によって授業料の納付が困難な学生に対し、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

第8節 科目等履修生、研究生、聴講生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第46条 本学学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生として入学できる者は、第23条に定められた資格を有する者で、所定の試験に合格した者とする。

3 科目等履修生として入学しようとする者は、所定の期日までに科目等履修生入学願書に履歴書、検定料及び別に指定する書類を添えて、当該学部長に提出しなければならない。

- 4 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。
- 5 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。
- 6 科目等履修生として選抜された者は、指定の期間内に入学料を納付しなければならない。
- 7 授業料は、第44条第1項から第3項までの規定に準じて納付しなければならない。
- 8 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、第44条第4項の規定を準用する。
- 9 履修した授業科目について、試験を受け合格した者には、所定の単位を与え、当該学部長が単位修得証明書を交付する。

(研究生)

- 第47条 本学教員の指導を受けて特定の専門分野を研究しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長は研究生として入学を許可する。
- 2 研究生の入学資格は、教授会が、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。
 - 3 研究生として入学しようとする者は、研究生入学願書、履歴書、検定料及び別に指定する書類を添えて、当該学部長に提出しなければならない。
 - 4 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。
 - 5 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。
 - 6 研究生として選抜された者は、指定の期間内に入学料を納付しなければならない。
 - 7 授業料は、第44条第1項から第3項の規定に準じて納付しなければならない。
 - 8 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、第44条第4項の規定を準用する。
 - 9 研究生には、願い出により、当該学部長が、その研究事項につき証明書を交付する。

(聴講生)

- 第48条 本学の授業を聴講しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可する。
- 2 聴講生として入学できる者は、第23条に定められた資格を有する者で、所定の試験に合格した者とする。
 - 3 聴講生として、入学しようとする者は、所定の期日までに聴講生入学願書、履歴書、検定料及び別に指定する書類を添えて、当該学部長に提出しなければならない。
 - 4 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。
 - 5 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。
 - 6 聴講生として選抜された者は、指定の期間内に入学料を納入しなければならない。
 - 7 授業料は、第44条第1項から第3項の規定に準じて納付しなければならない。
 - 8 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、第44条第4項の規定を準用する。
 - 9 聴講生には、願い出により、当該学部長が、その聴講事項につき証明書を交付する。

(特別聴講学生)

- 第49条 他の大学若しくは外国の大学又は高等専門学校で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学又は高等専門学校との協議に基づき、教授会の議を経て、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。
- 2 特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料の徴収については、当該大学又は高等専門学校との協議に基づき定める。

(その他の定め)

- 第50条 科目等履修生、研究生、聴講生及び特別聴講学生については、この規則に定めるもののほか別に定める。

第9節 学寮及び厚生施設
(学寮及び厚生施設)

第51条 本学に学寮及び厚生施設を置く。

(入寮)

第52条 入寮を希望する学生は、別に定める手続により願出しなければならない。

2 前項の願出があった場合は、選考のうえ入寮を許可する。

(寄宿料)

第53条 入寮を許可された者は、別表第2に定めるところによる寄宿料を、毎月その月分を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は休業期間前に納付しなければならない。

(寄宿料の免除)

第54条 特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、寄宿料を免除することができる。

(その他の定め)

第55条 学寮及び厚生施設については、この規則に定めるもののほか別に定める。

第10節 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に値する行為があるときは、学部長の申出により、学長が表彰する。

(懲戒)

第57条 学則に違反し、又は学生の体面を汚す者があるときは、学部長の申出により学長が懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。ただし、退学は次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11節 公開講座及び寄附講義

(公開講座)

第58条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(高大連携公開講座)

第58条の2 本学に高等学校と連携して行う公開講座（次項において「高大連携公開講座」という。）を設けることができる。

2 高大連携公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講義)

第59条 本学の学部又は学科に、民間等からの寄附金による寄附講義を開設することができる。

2 寄附講義に関し必要な事項は、各学部で定める。

第12節 その他

(学則等の改廃)

第60条 この学則を改廃するときは、役員会の議を経なければならない。

2 この学則に基づき、各学部で定める事項は、教育研究評議会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の弘前大学学則（昭和40年規則第3号）は、この規則の施行にかかわらず、平成16年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者が本学に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までの人文学部及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人 文 学 部	人 間 文 化 課 程	436	444	452
	現 代 社 会 課 程	110	220	330
	経 済 経 営 課 程	120	240	360

合 計	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	5,006	5,244	5,482

- 3 改正後の第4条の規定にかかわらず、人文学部の情報マネジメント課程及び社会システム課程は、平成17年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、平成17年度から平成19年度までの当該課程の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人 文 学 部	情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 程	378	252	126
	社 会 シ ス テ ム 課 程	336	224	112

附 則

この規則は、平成17年4月18日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの理工学部及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

--	--	--	--

学 部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
理 工 学 部	数 理 科 学 科	40	80	120
	物 理 科 学 科	40	80	120
	物 質 創 成 化 学 科	46	92	138
	地 球 環 境 学 科	238	236	234
	電 子 情 報 工 学 科	58	116	174
	知 能 機 械 工 学 科	58	116	174
	学 部 共 通	20	20	20

合 計	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	5,000	5,240	5,480

- 3 改正後の第4条の規定にかかわらず、理工学部の数理システム科学科、物質理工学科、電子情報システム工学科及び知能機械システム工学科は、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、平成18年度から平成20年度までの当該学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
理 工 学 部	数 理 シ ス テ ム 科 学 科	120	80	40
	物 質 理 工 学 科	240	160	80
	電 子 情 報 シ ス テ ム 工 学 科	180	120	60
	知 能 機 械 シ ス テ ム 工 学 科	180	120	60

- 4 医学部医学科の平成17年度以前の入学者及び平成17年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成19年2月19日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成18年12月22日から適用する。
- 平成18年度以前の入学者及び平成18年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までの農学生命科学部の収容定員並びに平成20年度から平成24年度までの医学部医学科及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成20 年 度	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度	平成24 年 度
医 学 部	医 学 科	570	580	590	600	610
農学生命科学部	生 物 学 科	40	80	120		
	分 子 生 命 科 学 科	40	80	120		
	生 物 資 源 学 科	35	70	105		
	園 芸 農 学 科	40	80	120		
	地 域 環 境 工 学 科	30	60	90		
合 計		平成20 年 度	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度	平成24 年 度
		5,175	5,370	5,565	5,760	5,770

- 3 改正後の第4条の規定にかかわらず、農学生命科学部の生物機能科学科、応用生命工学科、生物生産科学科及び地域環境科学科は、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、平成20年度から平成22年度までの当該学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成20年度	平成21年度	平成22年度
農学生命科学部	生 物 機 能 科 学 科	120	80	40
	応 用 生 命 工 学 科	150	160	50
	生 物 生 産 科 学 科	165	110	55
	地 域 環 境 科 学 科	120	80	40

別表第1 (第5条関係)

学 部	学 科 ・ 課 程	入学定員	第3年次編 入学定員	收容定員
人 文 学 部	人 間 文 化 課 程	115		460
	現 代 社 会 課 程	110		440
	經 済 經 営 課 程	120		480
教 育 学 部	学 校 教 育 教 員 養 成 課 程	145		580
	養 護 教 諭 養 成 課 程	25		100
	生 涯 教 育 課 程	70		280
医 学 部	医 学 科	90	20	620
	保 健 学 科 看 護 学 専 攻	80	10	340
	放 射 線 技 術 科 学 専 攻	40	5	170
	検 査 技 術 科 学 専 攻	40	5	170
	理 学 療 法 学 専 攻	20	5	90
	作 業 療 法 学 専 攻	20	5	90
理 工 学 部	数 理 科 学 科	40		160
	物 理 科 学 科	40		160
	物 質 創 成 化 学 科	46		184
	地 球 環 境 学 科	58		232
	電 子 情 報 工 学 科	58		232
	知 能 機 械 工 学 科	58		232
	学 部 共 通		10	20
農 学 生 命 科 学 部	生 物 学 科	40		160
	分 子 生 命 科 学 科	40		160
	生 物 資 源 学 科	35		140
	園 芸 農 学 科	40		160
	地 域 環 境 工 学 科	30		120

合 計		1,360	60	5,780
-----	--	-------	----	-------

別表第2

(1) 学部等における検定料，入学料及び授業料

区 分	検 定 料	入 学 料	授 業 料
学 部	円 17,000	円 282,000	年額 円 535,800
科目等履修生	9,800	28,200	1単位あたり 14,800
研究生	9,800	84,600	月額 29,700
聴講生	9,800	28,200	1単位あたり 14,800

備考

- 1 第24条第2項に規定する第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料の額は，第1段階目の選抜にあつては4,000円，第2段階目の選抜にあつては13,000円とする。
- 2 第26条から第28条に規定する編入学，転学及び再入学に係る検定料の額は，30,000円とする。
- 3 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額は，上記の表に定める額にかかわらず，入学時の授業料の額とする。

(2) 寄宿料

区 分	寄 宿 料
国際交流会館単身室	月額 円 5,900
国際交流会館夫婦室	11,900
国際交流会館家族室	14,200
北溟寮・北鷹寮・朋寮	700

医学部の収容定員変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員変更の内容

医学部医学科の入学定員及び収容定員を次のとおり変更する。

〔変更前〕

学 部	学 科	入学定員	第 3 年 次 編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	8 0	2 0	5 6 0

〔変更後〕

学 部	学 科	入学定員	第 3 年 次 編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	<u>9 0</u>	2 0	<u>6 2 0</u>

2 収容定員変更の必要性

現在の医療を取り巻く環境の変化や社会経済状況の変化に伴い、医師の不足・地域偏在は依然として大きな問題であり、へき地を含む地域での医師の確保は極めて困難なものとなってきている。

本学が位置する青森県も例外ではなく、全国有数の医師不足県であることから、青森県内における深刻な医師不足の解消と青森県内への医師の定着率の向上を図るため、本学医学部医学科に平成18年度から推薦入学の定員（30名）内に15名の青森県内枠を設け、更に平成19年度には青森県内枠を20名に拡大してきたところである。

なお、推薦入学の選抜方法は、推薦書、調査書並びに大学入試センター試験の成績、面接及び小論文の結果を総合して行うが、青森県内枠者を高得点順に20名を選抜した後、改めて全国枠について高得点順に10名を選抜する方法をとり、青森県内出身者を優先している。また、面接時には出願要件の一つである「将来青森県内の地域医療又は医学研究に従事する」旨の本人の意思を確認するようにしている。

また、平成20年度からは、第3年次編入学（学士入学）についても、定員20名のうち、5名を青森県内枠として設定したところである。〔資料1、資料2〕

本学医学部医学科の入学者について、過去5年間の青森県内出身者の占める割合は、約30%前後であるが〔資料3〕、青森県内出身者が卒業後に青森県内に定着する卒業者に占める割合は、過去8年間の統計を見ると75%と非常に高い定着率となっている。

〔資料4〕

このことから、青森県内枠の設定は、青森県内における深刻な医師不足解消の方策として大きな効果が見込まれているが、新医師確保総合対策に基づき、期間を付した定員増（10名）を推薦入学の青森県内枠に充てることにより、青森県内への医師定着率を更に高めることが期待できる。〔資料5〕

なお、定員増の募集は、平成29年度までとする。

3 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

本学医学部医学科では、平成14年度からコア・カリキュラムの作成に取りかかり、平成16年度入学者からコア・カリキュラムを適用させている。コア・カリキュラムの適用により、医学部医学科の開設授業科目は全て必修となったため、学生への履修指導を徹底する必要があることから、毎年学年始めに全学年ごとのガイダンスを行い、1科目でも単位を修得できない場合は留年になることを周知している。また、各授業科目の最初の授業でも担当教員から同様の注意を喚起している。

地域医療・へき地医療に関する授業科目については、従来から必修科目として社会医学に関する講義や臨床実習（クリニカル・クラークシップ）の中で既に実施しており、このたびの学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は特にない。

現在、地域医療に関する学部教育に関しては本学医学部医学科学務委員会と医学部医学科医学教育センターが、研修医教育に関しては本学医学部附属病院地域医療支援センターが担当しているが、これらを一本化して医学部医学科医学教育センター内に地域医療教育担当の専門組織を設置し、学部教育カリキュラムの検討並びに青森県及び自治体病院等との連携との取組を強化する。

なお、本学医学部医学科における地域医療・へき地医療に関する授業科目等は、次のとおりである。

(1) 地域医療への関心と意欲を高めるための授業科目

1) 発展臨床医学Ⅰ〔資料6〕

4年次前期に開設している本講義は、基礎系・臨床系の医学研究者が現在取り組んでいる医療・保健活動の実例を学び、医師として将来取り組むべき社会医学、予防医学の課題と進むべき方向性を考究するものであるが、特に青森県の保健医療システム・疾病構造及び死亡統計の現状等の内容に重点を置いて授業を実施している。

2) 地域医療・へき地医療に関する講演会への4年次学生の参加〔資料7〕

平成17年度から本学医学部附属病院地域医療支援センターが全国各地で精力的に地域医療及びその教育に取り組んでいる方々を講師として招聘し、開催している地域医療・へき地医療に関する講演会に、4年次学生を「社会医学」に関する講義の一環として出席させ、地域医療・へき地医療への関心を深めさせている。

平成17年度

第1回 平成18年2月3日

テーマ：「現場から見た本件へき地医療の問題点と改善策」

講師：松岡史彦 青森県六ヶ所村 尾駮診療所 所長

第2回 平成18年2月28日

テーマ：「地域医療現場におけるEBMの実践と教育：地域の現場だからこそできたこと」

講師：名郷直樹 (社)地域医療振興協会 地域医療研修センター長

第3回 平成18年3月30日

テーマ：「行動科学－患者，地域，〇〇が変わる－」

講師：八森 淳 (社)地域医療振興協会 地域医療研修センター副センター長

平成18年度

第2回 平成18年12月6日

テーマ：「長崎県の離島医療 ～県と大学の新たな取り組み～」

講師：前田隆浩 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

離島・へき地医療学講座 教授

第3回 平成18年12月20日

テーマ：「家庭医療・地域医療・へき地医療－その現状と将来」

講師：山田隆司 地域医療振興協会 地域医療研究所 所長

第4回 平成19年1月10日

テーマ：「青森県の地域医療－現場からの提言・地域医療の方法論」

講師：松岡史彦 青森県六ヶ所村 尾駮診療所 所長

(2) 早期体験学習や臨床実習における地域医療と接する授業科目

1) 臨床医学入門実習〔早期体験実習(アーリー エクスプロージャー)〕〔資料8〕

1年次前期に集中授業として行う臨床医学入門実習の目的は、医師を目指す動機を改めて自覚するとともに、医療現場での使命感を体得することにある。そのため本実習では、患者、心身障害者、老人などの看護や介護、介助の見学あるいは直接参加を通して、医学生としての人間性を養い、学習意欲を向上させることに努めている。学外実習は、肢体不自由児施設、心身障害者施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、精神薄弱者更正施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者入所施設、特別支援学校及び乳児院などで行っている。また、本実習において学生の受入れをしている施設に対しては、感謝状を贈呈するなど、より一層の連携を深めている。

2) 臨床実習Ⅱ(クリニカル・クラークシップ)〔資料9〕

診療参加型臨床実習である6年次前期に行う臨床実習Ⅱ(クリニカル・クラークシップ)において、地域医療の重要性及び必要性をより一層理解させるために、平成19年度から全12週間の実習期間のうち、4週間は必ず青森県内のへき地診療機関を含む地域の医療機関で実習を行う期間として義務付けた。

また、クリニカル・クラークシップによる地域医療実習のまとめである学生

のプレゼンテーションの一部を、テレビ会議システムにより、地域医療機関から本学に送信し、地域医療機関の指導医と本学の教員が共同して学生の評価を行っている。

なお、対象となる地域医療機関の決定及び実習生受入れに係る打合せ等の業務については、青森県健康福祉部との連携により円滑に進めている。平成19年度からの地域医療実習義務化に伴い、平成19年1月12日に青森県庁において地域医療機関指導医を対象としたFD（説明会）を実施し、実習目的や指導方法について検討し、周知を図った。

(3) その他の取組み

1) 青森へき地医療クリニカル・フェローシップ（医療人GP）【資料10】

青森へき地医療クリニカル・フェローシップは、平成17年度に文部科学省の「医療人GP」として採択された事業であり、本学医学部附属病院地域医療支援センターがへき地医療への意欲を持つ医師に対して、それぞれの応募者の経歴や希望を踏まえ作成した1年間の研修プログラムに基づき、関連教育病院で研修してもらい、実際にへき地で通用する医療従事者を育成するものである。

また、本学附属病院とへき地病院間に遠隔診療データ通信システムを設置し、へき地医療機関赴任後も、本システムを通じての相談に応じるなどの継続的支援を行っている。

同地域医療支援センターは、医療人GP支援期間終了後も継続的に活動し、必要に応じて活動内容の見直しを実施する。

2) 地域医療型クリニカルクラークシップ教育（現代GP）【資料11】

地域医療型クリニカルクラークシップ教育は、平成18年度に文部科学省の「現代GP」として採択された事業であり、本学医学部医学科、弘前市及び青森県総合検診センターの共同運営による岩木健康増進プロジェクトを教育フィールドとして、それぞれの機関が連携協力することにより調査・活動をしているものである。

本事業は、保健活動の立案・実践の過程で、地域医療を包含した視点が必要であり、このことが学生に対する地域医療の教育実践と直結する。すなわち医学部医学生に対する地域医療教育は、地域住民の健康を包括的に学ぶ中でなし得るという観点に立脚している。

平成18年度から導入した地域医療型クリニカルクラークシップ教育は、平成19年度からは必修化（4週間）しており、今後も地域医療関連の教育を充実させて行くこととしている。

4 地元高等学校及び青森県との連携

(1) 地元高等学校との連携（アドバンスドプレイスメント）

1) 青森県内高等学校進路指導担当教諭との懇談会【資料12】

毎年7月に青森県内高等学校進路指導担当教諭との懇談会を開催し、前年度の入学試験全般の結果報告及び次年度の入学試験実施方法について説明を行うとともに、高等学校からの意見や希望についても検討を行っている。特に推薦入学者選抜に取り入れている青森県内枠については、その趣旨と状況の周知に努めている。また、個別に高等学校側から要請がある場合には、医学部長や入試担当教員が高等学校側に出向いて医学部医学科志望者に対して講演や説明を行い、医学・医療の本質や医学部医学科の教育・研究内容及び入試制度について理解してもらうとともに、高等学校側からの質問・要望に答え、医学部医学科受験等について理解を深めてもらうよう努めている。

2) 医師を志す県内高校生及び保護者と医学部医学科との懇談会の実施【資料13】

本学医学部医学科への進学者を増やし、青森県の医師不足解消を図ることを目的に、平成16年度から青森県立青森高等学校をはじめ県内高等学校の医師を志す高校生及び保護者を対象に本学医学部医学科との懇談会を毎年1回開催している。

懇談会は、本学学長が講師として出席し、医師を志す高校生への助言などについて講演を行ったり、本学大学院医学研究科教授が医学部医学科の教育内容や入試制度について説明を行うなど高等学校側の要望に応える形で開催しており、高校生が医師という職業を身近に感じ、目標を明確に持てる機会として、高校生から高い関心を呼んでいる。

3) 弘前大学医学部医学科オープンキャンパスの実施【資料14】

本学では、北東北3県（青森県、岩手県、秋田県）及び北海道の高校生、保護者及び高校関係者等を対象に、本学の教育・研究内容等を直接聞く、見る、体験できる機会として毎年1回（平成19年度からは年2回開催予定）オープンキャンパスを開催している。医学部医学科では、模擬講義、現役医学部生と直接語り合える学生コーナー、青森県健康福祉部による医師修学資金貸与制度の説明会、医学部附属病院の施設見学と業務紹介並びに高校生、保護者及び高校関係者等との意見交換会を実施し、医学部医学科への理解を深めてもらえるよう工夫を続けている。

なお、本学医学部医学科オープンキャンパスへの参加者数は、毎年400名を超えており、高校生、保護者及び高校関係者等の本学医学部医学科への関心の高さが現れている。

4) 弘前大学ドリーム講座の実施【資料15】

青森県内の高校生を対象に「学ぶこと」の魅力、学ぶことを通じて自分たちの将来の夢について考えを深める機会を提供することを目的として、平成16年度から青森県内高等学校（毎年7校程度）に対して「弘前大学ドリーム講座」を実施しており、高校生に大学での講義を実体験してもらっている。

同講座は、従来からの各学部単位で行ってきた出前講義とは一線を画し、高等学校側からの希望に沿って、弘前大学そのものが各高等学校に移動するという形で実施している。講師は、学長をはじめとして各学部から選出された複数の教員で編成され、複数の講座が同時並行で進行する形で行われている。

5) 平成19年度医学部入学促進対策事業〔資料16〕

青森県では、県内の医師不足解消のため、高校生を対象とした段階的な事業を展開し、医学部入学者増の強力な推進を図るため、本学医学部医学科と連携し、本学のオープンキャンパスなどを利用しながら「夢実現・意欲を高める講話と特色あるへき地等医療施設見学会の開催」など4つの事業を実施する予定である。

(2) 青森県との連携

1) 青森県による医師修学資金支援事業〔資料17〕

青森県では平成17年度入学者から、本学において医学を専攻する者で、将来本学医学部（附属病院を含む。）又は青森県内の自治体医療機関に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を支援することにより、主に青森県出身者の修学機会の確保に資するとともに、卒業後、青森県内の指定医療機関に一定期間勤務したときに修学資金の返還を免除することにより、青森県内の医師の充足を図ることを目的に入学料及び授業料並びに奨学金の支援を開始した。〔入学年度ごとの募集人員：一般枠15名、特別枠5名、学士枠5名 計25名〕

現在の修学資金受給者は次のとおりとなっている。受給者の募集、決定は青森県が行っているが、学内においても学生に宣伝、周知を十分図っている。

平成17年度入学者

一般枠 12名

特別枠 9名（17年度のみ1～3年次各5名の募集）

学士枠 2名

平成18年度入学者

一般枠 10名

特別枠 5名

学士枠 5名

平成19年度入学者

一般枠 10名

特別枠 5名

学士枠 5名

2) その他の連携事業

- 青森県健康福祉部・弘前大学医学部連絡会の開催（年3回程度）
- 医学振興研究推進開発支援事業（受託研究）の実施

- 医師研修事業（救急医研修）の実施
- 青森県知事と弘前大学医学部医学科新生との懇談会の実施
- 青森県知事講演会（弘前大学医学部医学科5年次学生対象）の実施
- フライト・ナース体制整備・推進事業における救急研修に関する調査研究（受託研究）の実施
- 卒後臨床研修に関する諸関連業務の実施
- あおもり地域医療・医師支援機構に関する諸関連業務の実施

5 臨床研修内容の充実及び専門医研修受入れ増の対策

(1) 臨床研修での地域医療に関する内容の充実

本学医学部附属病院卒後臨床研修プログラムの2年次研修科目「地域保健・医療」の研修先として、大間病院、六ヶ所村尾駁診療所、外ヶ浜中央病院といったへき地診療機関に研修協力施設として参加してもらい、研修医の希望により、へき地医療機関で「地域保健・医療」研修ができるようにする。このことにより、研修医は学生時代に訪れた馴染みある施設で卒後「地域保険・医療」研修ができるようになり、また同時に同施設で研修医が6年次学生を指導する「地域立脚型卒前・卒後連携屋根瓦教育」を形成することができ、医師の地域への一層の定着が期待される。

(2) 専門研修の受入れ人数を増やすための対策

目指すべき専門医資格に合わせたプログラム内容及び大学院社会人入学を利用できるローテートを設定することで、個々のニーズにあったプログラム構築の専門医養成プログラム冊子及び同広報冊子（Q&A）を作成し、卒業生並びに東北地区で卒後研修を行っている研修医に配付するとともに、卒後臨床研修説明会に合わせて専門医養成プログラムの説明会を実施している。

また、青森県内の臨床研修病院に対しては、本学の専門医養成プログラムに進むよう研修医に働きかけてもらうよう協力依頼している。

なお、後期研修プログラム「家庭医療専門医養成コース」は、日本家庭医療学会の公式認定プログラムとなっている。

6 今後取り組む予定の更なる地域医療貢献策

(1) 研修医のためのプライマリ・ケア セミナーの配信

本学医学部附属病院卒後臨床研修プログラムの一環として、定期的に行っている「研修医のためのプライマリ・ケア セミナー」をテレビ会議システムにより、県内のへき地医療機関である大間病院、六ヶ所村尾駁診療所及び外ヶ浜中央病院並びに県内及び同一医療圏であるむつ総合病院、西北中央病院、大館市立総合病院といった基幹診療機関に配信し、これらの医療機関における診療と医療従事者の教育に役立ててもらおう。

なお、本学医学部附属病院を日本プライマリ・ケア学会の公認研修施設とするよう現在認可を申請中である。

(2) 女性医師の定着対策

1) 学内保育所の設置

平成20年4月に本学教職員を対象とした24時間体制の学内保育所を、本学医学部が立地する本町キャンパス内に設置し、女性医師が継続して仕事に従事できる体制を整備中である。

2) 病院機能集結型女性医療人支援プログラムー女性医療人支援センターによるテーラーメイド育児サポートシステムー（医療人GP）の申請

学内保育所の開設と同時に、女性医療人が安心して妊娠・育児を行えるよう「女性医療人支援センター」の整備を平成19年度文部科学省「医療人GP」に申請中である。

「女性医療人支援センター」には、①長く医療現場を離れていた女性医療人にテーラーメイド式の再教育プログラムの提供、②妊娠中及び育児中の専門医によるフォローアップ、③子供の病時に大学病院機能を有効に活用するためのコーディネーター機能、④子供へのテーラーメイド式の情操教育の場の提供、⑤男性医療人に対する女性への理解・協力の啓蒙活動などを行う機能を持たせることにより、妊娠・出産・育児のための離職期間の最短化と育児後の復帰支援を可能とし、女性さらには男性医療人にとっても良好な医療従事環境を形成するシステムとなっている。

なお、同医療人GPの申請と平行して、教職員及び学生を対象とした女性医師の臨床現場定着及び復帰支援のための講演会を開催し、女性医師定着のための啓蒙を図っている。〔資料18〕

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	エドワリ マサヒコ 遠藤 正彦 <平成18年2月>		博士 (医学)		弘前大学長 (平成18年2月)